

昭和 54 年 12 月

昭和 55 年度の税制
改正に関する答申

税 制 調 査 会

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和52年11月22日、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」につき諮詢を受け審議を重ねてきたが、これまでに昭和52年12月及び昭和53年12月にそれぞれ昭和53年度及び昭和54年度の税制改正に関する答申を行った。
- 2 本年度に入り、昭和54年6月には「利子配当・土地税制特別部会」を設置し、利子・配当所得の総合課税のための具体的方策と土地税制のあり方について検討を重ねるとともに、当面の課題として昭和55年度において実施されるべき税制改正について審議を続け、昭和54年12月20日、第36回総会において、その審議の結果を「昭和55年度の税制改正に関する答申」としてまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和55年度の税制改正に関する答申

昭和 54 年 12 月 20 日

内閣総理大臣 大 平 正 芳 殿

税制調査会会長 小 倉 武 一

昭和 55 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は、次のとおりである。

委 員	石 井 清	○泉 美 之 松
	伊 藤 龍 太 郎	○岩 村 精 一 洋
○大 内 幸 夫	岡 村 雅 夫	
○小 倉 武 一	○金 子 宏	
河 崎 邦 夫	○木 下 和 夫	
○三 枝 佐 枝 子	○齋 藤 誠	
○柴 田 護	武 田 亨	
○立 山 武 司	田 中 里 子	
○辻 村 江 太 郎	堤 清 二	
○角 田 房 子	富 塚 三 夫	
西 沢 権 一 郎	林 慶 之 助	
○藤 田 晴	前 川 一 男	
○水 野 正 一	○宮 智 宗 七	
村 本 周 三	安 居 喜 造	
山 内 隆 博	○渡 辺 佳 英	

なお、工藤巖は途中辞任し、伊藤龍太郎がこれに代わり委員に委嘱された。

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

目 次

	頁
一 基本的な考え方	1
1 今後の財政運営と税制のあり方	1
2 昭和55年度税制改正の基本方針	2
二 国 税	3
1 直接税関係	3
(1) 利子・配当所得課税	3
(2) 土地税制	5
(3) 企業関係租税特別措置	6
(4) そ の 他	7
① 給与所得控除	7
② 退職給与引当金	7
2 間接税関係	7
(1) エネルギー税制	7
(2) 自動車重量税	8
三 地 方 税	8
1 個人住民税	8
(1) 課税最低限の引上げ等	8
(2) 個人の均等割の税率の改正	10
2 事業所税	10
3 自動車取得税	10
4 固定資産税及び都市計画税	11
5 特別土地保有税	11
6 非課税措置等の整理合理化	11
別 紙 昭和55年度企業関係租税特別措置の整理合理化状況	12
参考資料	
1 改正案による住民税の課税最低限	13
2 改正案による住民税(所得割)の負担状況	13

当税制調査会は、昭和 52 年 11 月、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指しつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受け、これまでに昭和 52 年 12 月及び昭和 53 年 12 月にそれぞれ昭和 53 年度及び昭和 54 年度の税制改正に関する答申を行つた。

本年度に入つてからは、「利子配当・土地税制特別部会」を設置し、利子・配当所得の総合課税のための具体的方策と土地税制のあり方について検討を重ねるとともに、当面の課題である昭和 55 年度の税制改正について検討を行つた。

一 基本的な考え方

1 今後の財政運営と税制のあり方

(1) 国、地方を通じて巨額の公債、借入金に依存する財政状態は異常というほかはなく、国民生活の充実と向上に必要な歳入を安定的に確保するとともに、財政の対応力の回復を図るためには、財政再建は緊急の課題である。特に国においては、昭和 60 年度に特例公債の償還が始まることを考慮すると、昭和 59 年度までに特例公債依存を解消するために最大の努力を傾注することが強く望まれるところであり、歳出歳入両面を通じ、幅広い角度からの検討を行うことが不可欠である。

このような見地から、税制調査会は、福祉その他の公共サービスの確保は、本来、国民の負担により裏付けられるべきものであるとの基本的な考え方の下に、現行税制の枠組みの中で各般の增收措置を講ずるとともに、制度、執行両面にわたり税負担の公平を確保しつつ公共サービスの充実に必要な歳入の安定的な確保を図る観点から、「今後の税制のあり方についての答申」(昭和 52 年 10 月。以下、便宜、「中期答申」と称する。)及び「昭和 54 年度の税制改正に関する答申」(昭和 53 年 12 月)において、国民の理解を求める努力を重ねつつ、一般消費税を実施すべきである旨の提言を行つたところである。しかしながら、同税について国民の十分な理解を得るに至つていないと考えられるところから、昭和 55 年度においては、同税によらない財政再建の手立てを講ずることとする。

(2) 前述のように、財政再建は緊急の課題であり、昭和 55 年度においては是非ともその具体的第一歩を踏み出さなければならない。このような見地から、来年度予算編成に当たつては、公債発行額について、本年度当初予算と比べ 1 兆円以上の減額を図ることとし、自然增收は優先的にこれに充てることとすべきである。そのため、予算編成に当たつては、歳出規模を極力抑制するとともに、租税特別措置等に

ついて思い切った整理縮減を行うことにより対処し、何らかの増収措置を講ずるとしても必要最小限のものにとどめることが強く求められるところである。

- (3) ところで、昭和55年度にこのような方向で予算編成に取り組むことのできる理由は、昭和53年度後半以降、我が国経済が予想以上の回復を示し、かなりの規模の税収増加が見込まれるからである。このような税収の伸びを今後も引き続き期待することは到底困難であることを考慮すれば、昭和56年度以降においては、自然増収だけでは国債費、地方交付税をはじめとする当然増経費をも賄い得ない事態すら予想されることに十分留意する必要があろう。
- (4) 歳入の4割を公債に依存する財政体質の改善を図るために、自然増収を優先的に公債減額に充てることが強く求められるところであり、その場合、まずこうした歳入事情に応じた歳出の節減と効率化に最大限の努力が注がれるべきであろう。しかしながら、今後、一定の行政サービスの水準を確保するためには、歳入面においてもその構造の健全化に努めることが必要である。
- また、地方財政についても、昭和50年度以降引き続き巨額の地方債の増発、交付税特別会計における借入等により財源不足に対処してきている状況にあり、国と同一の基調に立つて、歳入・歳出を通ずる財政構造の健全化を進める必要がある。
- (5) これまで、財政再建の緊急性については、おおむね各方面の理解を得たところでると認められるが、今後、当調査会としては、従来の検討の方向及びその後の経緯を踏まえつつ、財政再建の進め方及びその中における税制のあり方についてさらに検討を続けることとする。

2 昭和55年度税制改正の基本方針

以上みてきたように、来年度においては、歳出の節減合理化等によつて対処することを第一とすべきであり、税制面においては、租税特別措置の整理等により税負担の公平確保をさらに推進することとすべきである。その場合、税負担の軽減につながるような新たな措置を講ずる余地はないと考える。

- (1) 具体的には、まず、期限の到来する利子・配当所得の課税の特例については、現在の特例措置の期限切れに伴い、所要の経過措置を講じつつ、総合課税に移行することとし、これを担保するための新たな制度的措置を導入することが適当であると考える。

同じように期限到来となる土地税制については、保有課税強化の必要性についての指摘がある反面、譲渡所得課税の軽減を求める要望も強いが、最近における地価の動向や土地についての国民感情等に顧み、その基本的枠組みは維持しつつ、大都市圏における住宅地の供給促進等の観点から所要の見直しを行うこととする。

企業関係租税特別措置については、適用期限にかかわりなく、個別項目ごとに洗い直しを行い、政策目的の意義の薄れたものや政策効果の期待できなくなつたもの等を重点として廃止することとし、存続する項目についても、大幅に一律縮減することを基本方針とすべきである。

- (2) 租税特別措置の見直しについては、昭和51年度以来5年間に、社会保険診療報酬課税をはじめとしてその主要な項目のほとんどについて改善措置が講じられ、企業関係租税特別措置については、32項目の廃止、51項目の縮減により、約85%の整備が行われたところである。これにより、税負担の公平を確保する見地からの政策税制の整理合理化は、おおむね一段落したものといえよう。
- (3) さらに、高額所得者に対する課税のあり方と関連して問題が指摘されている給与所得控除について、この際、高額な収入部分の控除率を引き下げるのこととし、また、退職給与引当金については、中期答申の考え方についたがい、その繰入率等について見直しを行うことが適当である。
- (4) 地方税についても、国と同一の基調から、新たに減収を生じる措置は極力講じないようになるとともに、定額課税の見直し等を行うことにより地方税源の充実確保を図ることが必要である。
- (5) 個人住民税については、地方財政の現状にかんがみ、来年度に減税を行うことは極めて困難な状況であるが、最近における国民生活水準の推移等からみて最小限の範囲で課税最低限の引上げを行うとともにこれに伴う減収に対処するため、同税について若干の税率適用区分の調整を行うことはやむを得ないと考える。

なお、国民生活水準との関係における課税最低限のあり方については、今後、当調査会において基本的に検討する必要があると考える。

二 国 税

1 直 接 税 関 係

- (1) 利子・配当所得課税

イ 利子・配当所得に対する源泉分離選択課税制度を中心とする課税の特例は、昭

和 55 年末に適用期限が到来するが、利子・配当所得については、税負担の公平を図る見地から総合課税に移行すべきことは、当調査会において、これまで強く指摘してきたところである。

利子・配当所得の総合課税移行の実をあげるために、利子・配当の真正な受取人の確認と膨大な支払調書の効率的な名寄せを的確に行うことが不可欠の課題である。また、郵便貯金を含めた非課税貯蓄についても、架空名義預金の排除及び限度額の適正な管理を行うことにより、総合課税の対象となるべき貯蓄が非課税貯蓄に逃避することのないよう、適切な措置を講ずることが必要となる。

- ロ 本人確認、名寄せに万全を期するには、基本的には、いわゆる納税者番号制度が最も有効な方策であると考えられる。

しかし、納税者番号制度は、広く一般国民を対象とするものであるだけに、十分時間をかけて国民の納得を得ていく必要があるが、現時点においては、納税者番号制度を導入するために十分な環境整備が行われているとは言い難いように思われる。

- ハ 当調査会は、このような現実を踏まえ、非課税貯蓄及び課税貯蓄の双方を通ずる本人確認及び名寄せのための現実的かつ有効な方策として、少額貯蓄等利用者カード(以下「グリーン・カード」と称する。)制度を採用することが適当であると考える。

グリーン・カード制度の概要は、以下のとおりである。

- (イ) 少額貯蓄等の非課税制度(郵便貯金を含む。)を利用しようとする者に対し、申請によりグリーン・カードを交付する。
- (ロ) 非課税貯蓄については、金融機関、郵便局等は、グリーン・カードにより本人確認を行う。
- (ハ) 課税貯蓄の利子(要求払預金の利子を除く。)及び配当については、金融機関等はグリーン・カードにより本人確認を行い、支払調書には同カードの交付番号を記載する。

グリーン・カードのない者についての本人確認は、一定の書類(たとえば、住民票の写し)の提出を求めて行う。

- ニ なお、グリーン・カード制度が実施されるまでには、3年程度の準備期間を要するが、その間は、利子・配当所得に対する源泉徴収税率は現行どおり 20% と

し、利子・配当所得の源泉分離選択課税制度、割引債の償還差益に対する発行時源泉分離課税制度並びに要求払い預金の利子及び少額配当の確定申告不要制度は、現行のまま適用期限を延長することが適当である。

- ホ 以上に関連し、現行の特別定期預金制度は廃止するとともに、グリーン・カード制度の採用に伴う制度上及び運用上の細目については、各種取引の実態に応じて円滑に運営されるよう、技術的・実務的な観点から十分検討の上、結論を出すこととするのが適当である。
- ヘ 現行の非課税貯蓄制度については、少額貯蓄非課税制度(300万円)、郵便貯金(300万円)、少額公債非課税制度(300万円)、財形貯蓄非課税制度(500万円)があり、これらを合わせると1人1,400万円までの貯蓄が非課税となるので、これが果して少額貯蓄の保護優遇という趣旨からみて妥当かどうか疑問であるとする指摘もあるが、国民生活の実態等を考慮し、非課税限度額は現状どおり維持してよいものと考える。

(2) 土地税制

- イ 現行の土地譲渡所得に対する課税の特例は、昭和55年末に適用期限が到来することになっている。

土地税制は、各般の総合的な土地政策の一環をなすものであり、税制のみによって土地対策、地価対策の実効を期することはできないと考えられるが、今回の土地税制の審議を行うに当たつては、特に三大都市圏の土地・住宅問題に対処し、宅地の供給促進と地価の安定に資するという観点から検討を行つた。

- ロ 現行の土地の長期譲渡所得課税制度については、昭和47、48年の異常な地価高騰を背景として採用された臨時応急の措置であり、当時ののような異常事態が解消している今日、存続させる意味は失われているので、2分の1総合課税に戻り、宅地の供給促進を図るべきであるとする意見がある。しかしながら、土地の譲渡所得は、公共事業等による開発利益に起因する面が大きく、他の資産から生ずる譲渡所得に対する課税よりも重い負担を求めてしかるべきであると考えられる。また、土地供給促進という観点に立つとしても、現在のような厳しい財政状況の下においては、土地譲渡所得者に対し大幅な税の軽減を行うことは適当でない。特に、2分の1総合課税とするときは、高額の土地譲渡所得者に対して大きな負担の軽減となることに留意する必要がある。

ハ このように考えると、現行の4分の3総合課税方式の大枠は、維持することが適當である。

しかしながら、前述したとおり、三大都市圏特に首都圏における土地・住宅問題に対処するという観点から、これら地域における市街地の地価の水準、宅地供給の実態を考慮し、円滑な宅地の供給を促進するとともに、立体化、高度化による土地の有効利用を推進するため、土地の長期譲渡所得課税について所要の見直しを行うこととする。

ニ 現行の短期土地譲渡所得重課制度及び法人の土地譲渡益重課制度は、土地に対する投機ないし仮需要の抑制という観点から設けられているものであり、この趣旨を貫くため、現行制度は堅持することが適當である。

この場合、長期譲渡所得、短期譲渡所得の現行の区分の変更については、

- (イ) 短期譲渡所得課税の対象となる土地を売却しようとする者にとっては、当該土地の売却に係る譲渡所得が長期扱いとなるまで売却を差し控えようとする動機が働き、円滑な土地供給を阻害する結果をもたらすのではないかと考えられること
- (ロ) 昭和44年以降の顕著な土地値上り益の吸収を不可能にしていくことになること

等からみて適当でなく、法人の土地譲渡益重課制度の対象となる土地の基準とともに、引き続き現行の基準を維持していくべきであると考える。

ホ 今後の長期的、安定的な宅地供給の促進を図るために、保有課税の適正化が不可欠の条件であると考えられる。

その意味において、特定市街化区域農地については、C農地を含め、昭和57年度には、固定資産税の課税の適正化が実現されるよう検討することを強く要請するものである。

ヘ なお、今後は、安定的な土地税制の確保を最重視すべきであり、したがつて、改正後の課税方式には期限を付さないこととすべきである。

(3) 企業関係租税特別措置

企業関係の租税特別措置の整理合理化に当たつての基本方針は、上記一、2(1)で述べたとおりであるが、これに基づいて行われた整理状況を要約すると、別紙のとおりである。

(4) そ の 他

① 紙与所得控除

現行の紙与所得控除は、勤務に伴う費用が収入の増加に応じてなにがしか増加するという事実及び紙与所得とその他の所得との負担の調整を図ることを考慮して設けられたものであるが、中期答申においても、現行のような通減的な控除率を設けておく仕組みは維持してよいとされており、控除の頭打ちを復活することは適当ではないと考える。ただ、紙与収入600万円超について一律に10%控除とすることについては、紙与所得控除の性格からみて必ずしも適当であるとは言い難い面もあるので、1,000万円を超える高額な紙与収入に適用される控除率を5%(現行10%)に引き下げるとしている。

② 退職給与引当金

引当金制度は、中期答申でも述べたとおり、法人の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、この制度自体を企業に対する優遇措置として考えることは適当でないが、今後ともその繰入率等について実態に即し適正化を図っていくことは必要であると考える。

退職給与引当金については、将来支給すべき退職金債務を、一定の利子率で割り引いて現在価値に評価した上で引当てを行うという現行方式は合理的であり、この考え方を維持すべきであると考えるが、最近における企業の雇用の実態等を反映して、勤労者の平均予定在職年数(割引期間)が、現行累積限度(期末退職給与の要支給額の2分の1)の設定された昭和30年代に比べ、長期化していること等を考慮し、その累積限度を10分の4に引き下げることが適当である。

2 間接税関係

(1) エネルギー税制

イ 石油依存度が極端に高い我が国の現状に顧み、今後、代替エネルギーの開発・導入を総合的かつ長期計画的に推進することが喫緊の課題であり、そのための財源を確保する方策として、石油及び電気を課税対象とする新税を創設すべきであるとの構想が提起され、この問題について検討を行つた。

ロ 代替エネルギー対策については、その緊要性にかんがみ、一般財源を優先的に充てるべきではないかとの考え方もあるが、現下の厳しい財政状況をも考慮すれ

ば、この対策のための財源を受益者負担的な特定財源の形で石油及び電気に求めることも理由のあることと考えられる。

また、石油の消費に負担の増加を求めるることは、石油消費の節約、資源の有効利用にも資するとの考え方も示された。

なお、現在、道路特定財源とされている揮発油税等について、その使途を見直し、代替エネルギー対策等にも充てるべきではないかとの意見があり、これに対しては、道路整備の状況等を考慮すれば、これらの税の使途の見直しについては慎重であるべきであるとする意見もあり、この問題については、今後、さらに検討することとした。

ハ 石油及び電気に負担を求める方法として新税を創設することは、現在、石油及び電気に対し、国・地方を通じ石油税等9税目が課されていることを考慮すれば、税制をいたずらに複雑にすることとなるので、既存税目のうち石油税及び電源開発促進税の活用を図ることとし、両税についてそれぞれ次のように措置することが適当であると考える。

すなわち、石油税については、その使途を拡大して代替エネルギー対策を含めることとし、税率をある程度引き上げることが必要と考えるが、昭和55年度においては、原油価格の上昇等により相当な石油税収が見込まれるところから税率は現行のまま据え置くこととする。

また、電源開発促進税については、昭和55年度において、同様に使途を拡大した上、税率を1,000キロワット時当たり300円(現行85円)に引き上げることとする。

(2) 自動車重量税

自動車重量税の現行税率は、昭和55年4月末にその適用期限が到来するが、第8次道路整備五箇年計画等との関連から、その適用期限を3年延長することが適当である。

三 地 方 税

1 個人住民税

(1) 課税最低限の引上げ等

個人住民税については、昭和54年度において所要の減税を実施したところであり、昭和55年度においても予想される厳しい地方財政の状況からみて、さらに課税最低限の引上げ等を行うことは、極めて困難な状況にあるものと考えられる。

しかしながら、最近における国民生活水準の推移等を勘案すれば、特に低所得者層の税負担について配慮を加える必要があると認められる。したがつて、昭和55年度においても必要最小限の範囲で住民税の課税最低限の引上げ等を行うこともやむを得ないと考える。

この場合、住民税の税率構造、各所得階層の負担の均衡等に配慮しつつ、市町村民税の所得割の税率適用区分に必要最小限の調整を加えることもまた、課税最低限の引上げ等に伴う減収に対処するためのやむを得ない措置であると考える。

以上のような考え方から、昭和55年度においては、次のとおり、所得控除を引き上げるとともに所得割の税率適用区分を調整する措置を講ずることとする。

① 基礎控除等の引上げ

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	21万円	22万円
配 偶 者 控 除	21万円	22万円
扶 養 控 除	20万円	22万円
(老人扶養控除)	21万円	23万円)

② 障害者、寡婦控除等の引上げ

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ21万円(現行19万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除を23万円(現行21万円)に引き上げる。

③ 同居老親等扶養控除の創設

新たに同居老親等扶養控除(26万円)を設け、同居している父母等が老人扶養親族に該当する場合には、これを適用することとする。

④ 税率適用区分の調整

市町村民税の所得割の税率適用区分を次のとおり改める。

税 率	現 行	改 正 案
2%	30万円以下の金額	30万円以下の金額
3%	30万円を超える金額	30万円を超える金額
4%	50万円	45万円
5%	80万円	70万円
6%	110万円	100万円

7%	150万円を超える金額	130万円を超える金額
8%	250万円	230万円
9%	400万円	370万円
10%	600万円	570万円
11%	1,000万円	950万円
12%	2,000万円	1,900万円
13%	3,000万円	2,900万円
14%	5,000万円	4,900万円

(2) 個人の均等割の税率の改正

個人の均等割については、昭和51年度にその税率が引き上げられて以来すえ置かれており、その後における地方団体の行政サービス水準の向上、物価水準の変動等を考慮し、地域社会の費用の一部をひとしく分担するという均等割の性格にもかんがみ、次のとおりその税率を引き上げることが適當である。

区分		標準税率	
		現行	改正案
道府県民税		年額 300円	年額 500円
市民税	(1) 人口50万以上の市	年額 1,700円	年額 2,000円
	(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 1,200円	年額 1,500円
	(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 700円	年額 1,000円

2 事業所税

事業所税は、昭和50年に大都市地域における都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税として創設されたものであるが、その後における都市環境整備事業に係る財政需要の増大等の状況を考慮して、事業に係る事業所税の資産割の税率を床面積1m²につき年額500円(現行300円)に、新增設に係る事業所税の税率を床面積1m²につき6,000円(現行5,000円)に、それぞれ引き上げることが適當である。

3 自動車取得税

地方道の整備水準及び地方道に係る特定財源比率の現状からみて、引き続き地方道路財源の充実確保を図る必要があり、また、第8次道路整備五箇年計画の所要財源と

の関連からも、自動車取得税の税率に係る暫定措置をさらに3年延長することが適當である。

4 固定資産税及び都市計画税

市街化区域農地に対する 固定資産税及び 都市計画税の 課税の適正化措置 については、昭和 54 年度の税制改正に関する答申に沿つて、昭和 56 年度までは現行制度を維持することとするが、宅地供給を促進する見地から、三大都市圏内の特定の都市の市街化区域農地に係る昭和 57 年度分以降の 固定資産税及び 都市計画税については、長期にわたり営農を継続する意思のある者に対する配慮を行うなど必要な措置を講じつつ、新たに C 農地を課税の適正化措置の対象に加えるとともに現在課税の適正化措置が講じられている A 農地及び B 農地に対する課税を強化するため、十分な検討を行うべきである。

5 特別土地保有税

特別土地保有税については、最近の地価の動向、土地取引の状況、地方財政の厳しい状況等にかんがみ、その基本的枠組みを維持すべきである。

6 非課税措置等の整理合理化

地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については引き続きその整理合理化に努めるとともに、新規の制度の創設については厳しい態度で対処すべきである。

別紙

昭和 55 年度企業関係租税特別措置の整理合理化状況

区分	整理合理化件数					整理合理化割合 %
	所得・税額控除	特別償却	準備金	その他	計	
1 廃止	—	3	—	7	10	12.2
2 縮減合理化 (整理合理化分(1+2))	2	29	15	—	46	56.1
(整理合理化分(1+2))	2	32	15	7	56	68.3
3 その他	8	9	7	7	26	31.7
計	5	41	22	14	82	100.0

(付表 1) 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前項目数 (A)	整 理 合 理 化 項 目				創設項目数 改正後項目数	
		廃止したもの (B)	縮減合理化したもの (C)	計 (D)=(B)+(C)	整理合理化割合 (D)/(A) %		
昭和 51 年度	98	9	50	59	60.2	4	93
52	98	2	27	29	31.2	0	91
53	91	11	26	37	40.7	3	83
54	83	5	25	30	36.1	4	82
55	82	10	46	56	68.3	0	72

(付表 2) 昭和 51 年度改正以降の整理合理化状況

区分	昭和 51 年度 改正前項目数 (A)	整 理 合 理 化 項 目 内 訳			整理合理化割合 (D)/(A) %
		廃止項目数 (B)	縮減合理化 項目数(C)	計 (D)=(B)+(C)	
昭和 51 年度～昭和 55 年度の 5 年間における整理合理化状況	98	32	51	83	84.7

參 考 資 料

1 改正案による住民税の課税最低限

家族の構成 区分	独身者	夫婦者	夫婦子1人	夫婦子2人
現行 (A)	千円 747	千円 968	千円 1,178	千円 1,490
改正案 (B)	757	989	1,221	1,584
引上げ額 (B) - (A)	10	21	43	94

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 紙与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

2 改正案による住民税(所得割)の負担状況

(夫婦子2人の給与所得者)

収入金額	現行			改正案			増減額		
	道府県民税	市民町村税	計	道府県民税	市民町村税	計	道府県民税	市民町村税	計
	万円	円	円	円	円	円	△	円	△
150	100	100	200	—	—	—	△	100	△ 100 △ 200
200	6,600	6,900	13,500	5,400	5,400	10,800	△	1,200	△ 1,500 △ 2,700
300	19,800	33,500	53,300	18,600	32,000	50,600	△	1,200	△ 1,500 △ 2,700
400	40,800	81,900	122,700	38,400	82,200	120,600	△	2,400	300 △ 2,100
500	72,000	137,000	209,000	69,600	138,700	208,300	△	2,400	1,700 △ 700
700	140,000	275,500	415,500	137,600	279,600	417,200	△	2,400	4,100 1,700
1,000	248,000	528,000	776,000	245,600	534,500	780,100	△	2,400	6,500 4,100

(大蔵省印刷局製造)